

## 仕様書

## 1 複合機の機能

- (1) 設置する複合機は、製造業者の工場から直接出荷された新造機であること。
- (2) 複合機本体については、「沖縄県グリーン購入調達方針(令和5年4月)」に定めるとおり、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「環境省基本方針」という。)」に適合した商品であること、又は(財)日本環境協会が認定するエコマーク商品であること。

ただし、環境省基本方針(令和5年2月)記載の「リユースに配慮したコピー機等」のうち「再生型機」は除く。

- (3) 以下に掲げるコピー機能、ネットワークプリンタ機能、ネットワークスキャナー機能の設定等は、契約業者負担により行うこと。
- (4) コピー機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
電源	オプションも含みAC100V、15A(20A)以下
複写方式	デジタル方式
原稿送り装置	自動両面原稿送り装置
原稿サイズ	最大A3
複写サイズ	最小A5、最大A3 多重手差しトレイでは最小官製はがき、最大A3
複写倍率	任意倍率が25～400% (1%刻み) 固定倍率が縮小4段階以上、拡大3段階以上
読み取り解像度	600×600dpi 以上
連続複写速度	45枚以上/分 ※A4ヨコ
給紙トレイ	4段階以上で2,000枚以上給紙 ※手差しトレイ(50枚程度以上)を除く。
ハードディスク容量	ネットワークプリンタ、ネットワークスキャナー機能等、仕様書に提示する機能が支障なく利用できるよう確保されていること

環境対策	コピー用紙は古紙100%の再生紙や片面使用済み用紙を使用した場合にも支障を生じないこと
付加機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動両面複写機能</li> <li>・割り込み印刷機能</li> <li>・ページ集約機能(複数ページを1枚に集約印刷)(2in1/4in1)</li> <li>・ページ印刷機能</li> <li>・電子ソート機能(回転(交互)ソート。または、1部ごとに位置をずらしてのソート)</li> </ul>

※電子ソート機能は、A4サイズのみ対応でも可とする。

(5) ネットワークプリンタ機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
対応 OS	サポート期限が有効な Windows 系の OS すべてに対応すること
対応インターフェース	10Base-T 及び 100Base-T X
対応プロトコル	T C P / I P 対応型
解像度	600×600dpi 以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁 LAN 上で正常に機能すること</li> <li>・特別なサーバ等の機種がなくてもネットワーク上のパソコンから出力が可能であること</li> <li>・両面印刷に対応していること</li> <li>・プリンタを利用するパソコン台数を考慮して、作業に支障が生じないようにメモリ及びハードディスクの容量を十分に確保すること</li> </ul>

(6) ネットワークスキャナー機能は以下を満たすものであること。

項目	機能
形式	カラーレスキャナー
対応OS、対応インターフェース、対応プロトコル	ネットワークプリンタと同様
読み取りサイズ	最大A3
原稿送り装置	自動両面原稿送り装置から連続読み込み可能
保存	複合機側においては1回の原稿読み込み操作によりパソコンへ電子化した文書を転送することができること、又は複合機のハードディスク内へ保存した電子化した文書をパソコンに取り込むことができること。
出力フォーマット	TIFF形式及びPDF形式に対応
読み取り解像度	600×600dpi以上であること。 ただし、カラーレスキャナーの場合はA4サイズを超える原稿についてはこの限りではない。
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・県庁LAN上で正常に機能すること</li><li>・スキャナを利用するパソコン台数を考慮して、作業に支障が生じないようにメモリ及びハードディスクの容量を十分に確保すること</li></ul>

## 2 納入場所

沖縄県那覇県税事務所

(那覇市旭町 116-37 南部合同庁舎 3 階)

## 3 契約期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

#### 4 複写サービス等料金

複写サービス等料金は、基本料金総額〇〇〇〇円(月額〇〇〇円)と白黒複写等の片面 1 枚当たりの単価に枚数を掛けた額との合計に消費税及び地方消費税分を加算した額とする。なお、複写サービス等料金は、複写サービス等の提供に要する一切の費用(トナーカートリッジ料金やメンテナンス保守料金等)を含むものとする。

#### 5 複写サービス等料金の請求

- (1) 原則として毎月末日に、県の指定する者の確認を受けて、複写サービス等利用枚数を算出し、翌月に複写サービス等料金(消費税及び地方消費税を含む。)を県に請求するものとする。なお、契約業者による自動検針等が可能な複合機については、前述の県の指定する者からの報告を免除することができる。
- (2) 料金計算上生じた 1 円未満の端数は切り捨てる。
- (3) 複写サービス等料金の算出に当たり、白黒複写等にあっては月の総利用枚数の 2% を、契約業者の責に帰すべき原因による不良の複写とみなし、総利用枚数から控除する。なお、控除枚数に小数点以下の端数が生じたときは、切り上げるものとする。

#### 6 複写予定枚数

白黒	432,000 枚
----	-----------

※複写予定枚数は、実際の使用枚数と異なる場合があり、実際の使用枚数が少ない場合も、県が差額を負担するものではない。

#### 7 複合機の保守等

- (1) 定期保守を 3 ヶ月に 1 回以上実施すること。
- (2) 機器障害の認知後、原則 2 時間以内に修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させること。
- (3) 複合機の品質が低下し、県の業務に支障をきたすような状態となり、修理不能と認めるときは、速やかに複合機の交換を行うこと。
- (4) 機器を正常な状態で使用できるよう維持管理を行うこと。
- (5) 点検、調整又は修理(以下「保守等」という。)を行ったときは、その結果を契約業者が定める様式等により報告すること。なお、保守等の作業にあたる技術員は、複写サービス提供機器のメーカーの者、又はその機器のメーカー研修を終了した者とする。

- (6) 保守等に要する一切の費用は、契約業者負担とすること。
- (7) 保守等は、原則として平日の午前9時から午後5時までの間に行うこと。

## 8 消耗品の供給

消耗品（トナーカートリッジ等）の供給を利用状況により無償で行うこと。ただし、用紙は含まないものとする。

## 9 複合機の設置、設定、撤去

- (1) 「2 納入場所」で指定する設置場所に、令和7年4月1日（以下「指定日」という。）までに、契約業者負担で搬入、設置及び各機能の設定を行うこと。
- (2) 指定日の前日までに設置された場合、指定日の前日までに発生する複写サービス等に係るすべての費用については契約業者の負担とする。
- (3) プリンタ機能、スキャナ機能等については、県が指定するパソコンから当該機能を使用できるよう別途指定するIPアドレスやドライバー等必要な設定と指導を速やかに行うこと。ただし、HUBやケーブルの敷設は含まない。
- (4) 契約期間中に県が機器の移動又は撤去を希望した場合は、契約業者負担で速やかにこれを行うこと。
- (5) 機器の移動に伴い上記(3)の再設定を県が希望する場合は、契約業者負担により速やかにこれを行うこと。
- (6) 契約期間の最終月については、県は末日より前の日付で機器の撤去を契約業者へ指示できるものとする。また、これによる利用料金等の補填は行わない。

## 10 改廃止所属等への対応

契約期間の途中で、設置機関の改廃止等の理由により複合機の撤去を求めた場合は、契約業者負担により速やかにこれを行うものとする。また、それに伴う損害について県は負担しない。

## 11 機密の保持

- (1) この契約の履行にあたって知り得た県の業務上の機密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。
- (2) 必要に応じ県に対し複合機に関するセキュリティ保持の情報提供及び指導を行うものとする。

- (3) 複合機の撤去時には、契約業者負担により、複合機内のハードディスクの残存データを消去し、ハードディスクを磁氣的又は物理的に破壊するとともに、その証明を甲に提出するものとする。

## 12 その他

- (1) 複合機の保守等契約の一部については、別に指定する範囲・制限内において、県の承認を得た上で他者に行わせることができる。
- (2) 複合機の設置にあたっては、県の定める情報セキュリティ対策として、別に指定する複合機の設定・報告等を行うこと。また、これに要する費用は業者負担とする。
- (3) 仕様書に疑義がある場合は県に質問し、その指示をうけること。なお、契約後の仕様書の解釈は県によるものとする。